平成２８年（フ）第１４３４号
千葉県市川市福栄１丁目15番22―202号　（ポドカーパス）
破産者　阿部　美貴（旧姓高岡）
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１５５号
山梨県韮崎市大草町若尾77番地１
破産者　株式会社ウインズ
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５３号
北海道石狩市生振442番５号、商業登記簿上の本店所在地札幌市北区あいの里３条８丁目６番17号
破産者　株式会社ジャパンスラッガー
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８４７号
札幌市中央区南１条西７丁目19番地
破産者　株式会社山一屋
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７４０号
札幌市中央区南19条西７丁目２番17号
破産者　株式会社ＨＦコーポレーション
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３９号
茨城県結城市大字結城6297番地
破産者　有限会社落合製作所
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１７６号
茨城県古河市上辺見2505番地３
破産者　ユー・フレックス有限会社
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第９３９号
千葉県四街道市さつきケ丘14番８号
破産者　安保　祐次
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２２号
千葉県香取郡東庄町新宿744―１　メゾンドソレイユＥ、住民票上の住所千葉県銚子市春日町3451番地
破産者　名雪　真規
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第５８６号
川崎市麻生区王禅寺西１丁目41番18号
破産者　有限会社マレット
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５８７号
最後の住所　川崎市麻生区高石２丁目２番７―405号
破産者　亡岩崎則男相続財産
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６２９号
川崎市多摩区長沢４―25―５チェリーパレス503号室
破産者　太昌興産株式会社
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６３１号
川崎市高津区新作６丁目７番１号
破産者　有限会社シラカワ測量事務所
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
富山県中新川郡上市町法音寺１番地
破産者　株式会社アーク
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６１号
富山市曙町７番９号
破産者　有限会社Ｈｏｌｙ’ｓ　Ｐｌａｎｎｉｎｇ
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５３号
福井市福新町2004番地の１
破産者　有限会社ティーウェーブ
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４５２号
静岡県焼津市飯渕673番地の１
破産者　大扇株式会社
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７号
静岡県掛川市大坂2992番地の１
破産者　株式会社ライフプランナー
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第１８０３号
愛知県春日井市西高山町１丁目10番地の７
破産者　有限会社サンクスコーポレーション
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０１２号
神戸市灘区篠原伯母野山町３丁目９番24号
破産者　株式会社大創工務店
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０５号
兵庫県加古川市別府町別府717番地１
破産者　上路Ｓｔｙｌｅ株式会社
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４９５号
兵庫県姫路市亀井町37番地ＣＲＥＡＭビル２Ｆ
破産者　株式会社ＣＲＥＡＭ
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部